

2022年6月8日

株 主 各 位

横浜市中区桜木町一丁目1番地
花月園観光株式会社
代表取締役 松尾嘉之輔
社 長

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会は、新型コロナウイルス感染防止策を実施のうえ開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場は慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。

書面によって議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市中区花咲町1-22-2
ブリーズベイホテル リゾート&スパ 2階「カタリナ」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第85期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
議 案 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに
剰余金の処分の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議案につき賛否の表示のない議決権行使書をご返送いただいた場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 議決権行使書により複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.kagetsuenkanko.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

【株主様へのお願い】

- ・株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご出席についてご判断いただきますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方につきましては、ご出席を見合わせることも含め、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の議決権行使は、書面による方法もございますので、積極的なご利用をお願い申し上げます。

【来場される株主様へのお願い】

- ・体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液のご使用とマスクのご着用をお願い申し上げます。

【弊社の対応について】

- ・株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。また、登壇役員もマスク着用とさせていただきます。
- ・受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の実施が継続し、個人消費は大きく落ち込みました。秋以降、ワクチン接種の進展等により景気回復の兆しがみえたものの、新たな変異株による感染の再拡大や原油高・資源高の影響等により、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社が事業の主体をおく競輪業界におきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、本場開催及び場外発売の中止があったにもかかわらず、インターネット投票の売上高増加により、総車券売上高は前年を大幅に上回りました。

しかしながら、各サテライトにおいては、業界の定める感染拡大防止予防ガイドラインを遵守し、お客様の安心、安全の確保を図るとともに、各種キャンペーン等を実施し集客に努めたものの、本場開催の中止による車券発売機会の喪失やまん延防止等重点措置実施に伴う時短営業、また、新型コロナウイルス対策、車立・レース数の減少や選手あっせん方法の変更等により、車券売上高回復の兆しが見られず、厳しい状況が続きました。

このような状況のもと、当社は業界初の試みとして、インターネット投票サイトを運営する企業が開発した「クラブシステム」を導入し、2021年4月8日にサテライト石鳥谷（クラブ石鳥谷）を、同年7月29日にはサテライトかしま（クラブかしま）を、キャッシュレス投票型場外へ転換いたしました。また、2021年9月12日には、サテライト石鳥谷内に、地方競馬の場外馬券発売所「テトラック石鳥谷」をオープンし、複合型場外化を果たしました。

更に当社は、顧客サービスの向上に努め増収を図るとともに、従業員の感染防止対策の徹底と雇用維持に努め、一方では、各サテライトの更なる効率的な管理・運営や役員報酬カットの継続等による諸経費の削減に努めました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、休業期間はなかったものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響により苦戦し、6億4千3百万円（前期比7.9%増）、営業損失は3千万円（前期は営業利益3千7百万円）、経常損失は4千万円（前期は経常利益2千2百万円）、当期純損失は、貸倒引当金繰入額の計上等により8千1百万円（前期は当期純損失3百万円）となりました。

当期末の配当につきましては、財務状況等を勘案し、株主の皆様には誠に申し訳なく深くお詫びを申しあげますが、見送りとさせていただきたくお願い申しあげます。

事業の概況は次のとおりであります。

各サテライトにおきましては、サテライト石鳥谷の売上高は2千1百万円（前期比24.4%減）、サテライトかしまの売上高は、受託料率の変更もあり7千1百万円（前期比51.2%増）、サテライト大和の売上高は、オートレース大和分を含め6百万円（前期比10.2%減）、オートレース横浜分を含めたサテライト横浜の売上高は5億2千4百万円（前期比2.5%増）、また、2021年9月12日にオープンしたテレトラック石鳥谷の売上高は1千7百万円、営業部の売上高は1百万円となりました。

② 設備投資の状況

イ. 当事業年度中における設備投資

当事業年度における設備投資の総額は、1億4千2百万円であります。

その主なものは、サテライト石鳥谷の施設改修工事8千3百万円であります。

ロ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、事業運転資金として、金融機関より、長期借入金として2千4百万円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 82 期 2018年度	第 83 期 2019年度	第 84 期 2020年度	第85期(当期) 2021年度
売 上 高	803,142千円	702,723千円	596,211千円	643,558千円
経 常 利 益 又は経常損失(△)	11,630千円	21,360千円	22,047千円	△40,556千円
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△)	△195,160千円	8,808千円	△3,175千円	△81,467千円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	△111.06円	5.01円	△1.81円	△46.39円
総 資 産	1,003,549千円	885,983千円	1,157,205千円	994,661千円
純 資 産	421,727千円	425,972千円	425,846千円	342,563千円
1株当たり純資産	240.00円	242.57円	242.50円	195.08円

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の当社を取り巻く経営環境は、ファンの高齢化やインターネット投票売上高増加の影響からも、依然として厳しい状況が続くものと思われま

す。このような状況のもと、当社が更なる企業成長を目指すために対処する課題は次のとおりであります。

① キャッシュレス投票型場外車券売場への転換

当社は業界初の試みとして、インターネット投票サイトを運営する企業が開発した「クラブシステム」を導入し、既に2箇所の当社サテライトを、キャッシュレス投票型場外へ転換いたしました。今後は、残る当社サテライトの転換と、全国のサテライトへの「クラブシステム」導入支援業務を受託することにより、増収を図ってまいります。

② 複合型場外化の更なる推進

当社は既に、複数のサテライトにおいてオートレースの発売を、また、サテライト石鳥谷においては地方競馬の発売を開始し、複合型場外化を果たしております。今後は残るサテライトにおいても複合型場外化を更に押し進め、JRAの場外馬券発売所（J-PLACE）の誘致にも積極的に取り組み、増収を図ってまいります。

③ サテライト・オートレース横浜事業への注力

主力事業であるサテライト・オートレース横浜においては、既に投票関連業務の自営化や賃借区画の一部明け渡しにより経費削減を押し進め、また、本社との一体化を果たしております。今後は、近隣の昼間人口の増加を大きなチャンスと捉え、新規会員獲得のため様々な販促活動を展開するとともに、更なる業務改善に努めてまいります。

今後とも当社は、収益力の向上と経営基盤の安定化に努め、一日も早い復配に向け、全社一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒より一層のご指導とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社の主要な事業は、サテライト（競輪専用場外車券売場）の賃貸及び各種公営競技投票券発売所の運営受託であります。

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	神 奈 川 県 横 浜 市
サ テ ラ イ ト 石 鳥 谷	岩 手 県 花 巻 市
サ テ ラ イ ト か し ま	福 島 県 南 相 馬 市
サ テ ラ イ ト 横 浜	神 奈 川 県 横 浜 市

(注) サテライト石鳥谷内に、地方競馬の場外馬券発売所「テレトラック石鳥谷」を、サテライト横浜内に、オートレースの場外車券売場「オートレース横浜」を併設しております。

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
15 (18) 名	2名減 (4名減)	56.4歳	23.8年

(注) 使用人数は就業人員であり、パートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 横 浜 銀 行	410,593千円
株 式 会 社 神 奈 川 銀 行	71,611千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
(2) 発行済株式の総数 1,766,600株（自己株式10,574株を含む）
(3) 株主数 1,106名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社松尾工務店	543千株	31.0%
京浜セーフティサービス株式会社	279	15.9
神奈川県	129	7.4
横浜市	96	5.5
内藤征吾	86	4.9
株式会社日本カストディ銀行 （三井住友信託銀行再信託分・ 京浜急行電鉄株式会社退職給付信託口）	81	4.6
株式会社横浜銀行	62	3.6
横須賀市	55	3.2
村山信也	44	2.6
尾崎高一郎	18	1.0

（注） 持株比率は自己株式（10,574株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 尾 嘉之輔	株式会社シティーリゾート代表取締役社長
常 務 取 締 役	堤 道 雄	管理部門担当
取 締 役	松 尾 文 明	株式会社松尾工務店代表取締役会長CEO 和興通商株式会社代表取締役 一般社団法人神奈川県建設業協会会長
取 締 役	佐 藤 憲 治	京浜急行電鉄株式会社取締役常務執行役員 広報・マーケティング室長
取 締 役	古 見 俊 一	営業部担当
常 勤 監 査 役	岡 留 三 郎	株式会社松尾工務店参与
監 査 役	福 間 晋	株式会社松尾工務店取締役副社長 営業統括本部長
監 査 役	松 尾 潤	京浜セーフティサービス株式会社代表取締役

- (注) 1. 取締役松尾文明、佐藤憲治の両氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役岡留三郎、監査役福間 晋の両氏は、社外監査役であります。
3. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①社外取締役菅原伸五氏は、2021年6月25日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
 - ②社外取締役佐藤憲治、取締役古見俊一の両氏は、2021年6月25日開催の第84回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
4. 当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	29,085 (3,600)	29,085 (3,600)	— (—)	— (—)	6 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	6,600 (4,800)	6,600 (4,800)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	35,685 (8,400)	35,685 (8,400)	— (—)	— (—)	9 (5)

(注) 上記には、2021年6月25日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した社外取締役1名の在任中の報酬額が含まれております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1991年6月27日開催の第54回定時株主総会において年額130百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は18名であります。

監査役の金銭報酬の額は、1991年6月27日開催の第54回定時株主総会において年額14百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 基本方針

- ・当社の取締役の報酬等は、当社の業績向上・企業価値増大への貢献及び株主の皆様との価値共有を狙いとし、他社の水準等を勘案したうえで、業績に見合った額を支給することを基本方針としております。

ロ. 取締役の報酬等の構成及び決定方法

- ・取締役の報酬等は、基本報酬と賞与で構成されております。
- ・基本報酬は、公平かつ適正に定めることを目的として、職務、職責等により決定された月額固定報酬としております。

- ・基本報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮のうえ取締役会において支給方針を決定し、取締役各人の報酬は、取締役会より授権された代表取締役が決定することとしております。
- ・賞与は、当期純利益の10%を上限に、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、会社の業績や経営内容、今後の業績見通し等を勘案のうえ取締役会において支給総額を決定し、取締役各人の支給額は、取締役会より授権された代表取締役が決定することとしております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役松尾嘉之輔氏に対し各取締役の基本報酬の額の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役松尾文明氏は、株式会社松尾工務店の代表取締役会長CEO及び和興通商株式会社の代表取締役並びに一般社団法人神奈川県建設業協会の会長であります。株式会社松尾工務店は当社の筆頭株主であり、また、当社と同社との間には建築工事等の取引関係がありますが、和興通商株式会社及び一般社団法人神奈川県建設業協会と当社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役佐藤憲治氏は、京浜急行電鉄株式会社の取締役常務執行役員広報・マーケティング室長であります。なお、当社の大株主（第6位）である株式会社日本カストディ銀行が所有する株式（三井住友信託銀行再信託分・京浜急行電鉄株式会社退職給付信託口）については、京浜急行電鉄株式会社が議決権を留保しております。
- ・常勤監査役岡留三郎氏は、株式会社松尾工務店の参与であります。株式会社松尾工務店は当社の筆頭株主であり、また、当社と同社との間には建築工事等の取引関係があります。
- ・監査役福間 晋氏は、株式会社松尾工務店の取締役副社長営業統括本部長であります。株式会社松尾工務店は当社の筆頭株主であり、また、当社と同社との間には建築工事等の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役松尾文明氏は、当事業年度に開催された取締役会の100%に出席し、企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、議案の審議等に必要な発言を適宜行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役佐藤憲治氏は、2021年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会の100%に出席し、企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、議案の審議等に必要な発言を適宜行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・常勤監査役岡留三郎氏は、当事業年度に開催された取締役会の100%、監査役会の100%に出席し、豊富な経験と高い見識に基づき、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役福間 晋氏は、当事業年度に開催された取締役会の100%、監査役会の100%に出席し、企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	7,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	7,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の法令、定款及び社内規程遵守のため、コンプライアンス教育の充実を図り、コンプライアンス体制の確立と維持・向上に努めることとする。

取締役会は、経営に関する重要事項を決定するとともに、他の取締役の職務執行について、相互に監視・監督することとする。

複数の社外取締役を継続して選任することにより、常勤取締役の職務執行状況の監視・監督機能の維持・向上を図るものとする。

監査役会を構成する監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め監査基準及び監査計画に基づき取締役の職務執行を監査することとする。

使用人が、法令違反の疑義ある行為等を発見したときは、内部者通報制度運用規程に基づき、直接社内に設置した窓口に通報・相談し、通報者には不利益が生じない体制を整備することとする。

反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むとともに、関係機関と緊密な連携を取り合い、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備することとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は文書に記録し、法令等に基づき、総務部において保存及び管理することとする。

必要に応じ、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な体制を整備することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する総括責任者を代表取締役社長とし、各部門長とともに、リスク管理規程に基づき各部門に関するリスクを体系的に管理することとする。

各部門においては、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握・分析・評価したうえで、関連規程等に基づきリスク管理体制の整備を図ることとする。

当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生した場合には、代表取締役社長を委員長とするリスク対策委員会を設置し、発生したリスクによる損失を最小限に止めるとともに、再発防止に努め、企業価値を保全する体制を整備することとする。

グループ各社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生した場合には、グループ各社の取締役及び監査役は速やかに当社へ報告するものとし、当社はリスク管理規程に基づき、発生したリスクによる損失を最小限に止めるとともに、再発防止に努め、企業価値を保全する体制を整備することとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営と職務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から、取締役会は経営戦略の創出及び職務執行の監督という本来の機能に特化し、常勤取締役は、自己の職務を執行することとする。

取締役会の職務執行の効率性を高めるため、常勤取締役及び各部門長で構成する常勤役員会を毎月1回以上開催し、また、同構成による役員会を随時開催することとし、経営の全般的執行方針その他経営に関する重要事項について協議することとする。

各部門においては、組織及び業務分掌規程並びに事務決裁規程に基づき、効率的な職務の執行を行うこととする。

⑤ 当社及びグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

必要に応じて、当社取締役及び監査役並びに使用人を、グループ各社へ取締役及び監査役として派遣し、取締役はグループ各社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役はグループ各社の職務執行状況を監査することとする。

グループ各社の責任者は、毎月1回常勤役員会において各社の現状を報告するとともに、課題等について協議し、また、当社の社長が取締役会において、現状及びその協議の結果等を報告することとする。

グループ各社の要請に基づき、総務部・経理部等の関係部門はその専門的職務につき支援を行い、指導・育成することにより、その業務の適正を確保するための体制を確保するものとする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、その職務を補助すべき使用人を必要とした場合は、監査役会事務局等の所属社員に対し、監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。

監査役より監査業務に必要な指示を受けた社員は、その指示に関して、取締役及び所属部署責任者等の指揮命令は受けないものとする。

監査役より監査業務に必要な指示を受けた社員は、監査役の職務の補助を優先し、兼務する部署の責任者等は必要な支援を行うこととする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は監査役に対し、法定の事項に加え、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項等について、速やかに報告するものとする。また、前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができることとする。

グループ各社の取締役及び監査役並びに使用人は、当社の監査役に対し、グループ各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項等について、速やかに報告するものとする。また、前記にかかわらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、グループ各社の取締役及び監査役並びに使用人に対し報告を求めることができることとする。

⑧ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないことを周知徹底することとする。

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

⑩ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役及び使用人の重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会・常勤役員会の他重要な諸会議に出席し、また、業務執行に関する重要な文書等を閲覧するとともに、必要に応じてその説明を求めることができることとする。

監査役は、会計監査人から監査内容についての説明を受けるとともに、意見及び情報交換に努め、会計監査人と連携して監査の実効性を確保するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① **取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - ・当該方針に記載の項目については、既に基本的な制度や仕組みを整備済みであり、引き続き適切な運用を行っております。
 - ・2名の社外取締役が、常勤取締役の職務執行状況を監視・監督し、取締役会において活発に意見を述べております。
 - ・内部者通報制度運用規程に基づく通報窓口については、社内に周知しておりますが、当事業年度において通報はありませんでした。
 - ・神奈川県企業防衛対策協議会に加盟し、また、関係機関とも常に連携を取り合い、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っております。

- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
 - ・取締役会規程、常勤役員会規程、業務分掌規程、事務決裁規程等に基づき、適切な保存及び管理を行っております。
 - ・監査役、会計監査人等からの求めに応じ、担当部署は当該請求のあった文書を閲覧に供し又は謄本を提供しております。

- ③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - ・関連リスクを的確に把握するとともに、リスク発生につながる事項については社内で情報を共有し、リスク回避に努めております。
 - ・グループ会社においてリスクが発生した場合には、グループ会社の取締役を兼務する当社取締役が速やかに報告する体制を整えております。

- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - ・取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。
 - ・取締役会規程等に基づき、当事業年度においては取締役会6回、常勤役員会15回を開催いたしました。
 - ・執行役員制度を導入することにより、経営と職務執行の分離及び責任と権限の明確化を図り、効率的な職務執行を行っております。

- ⑤ **当社及びグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ・当社の取締役がグループ会社の取締役を兼務し、グループ会社の取締役の職務執行を監視・監督しております。
 - ・グループ会社の現状については、毎月担当役員が常勤役員会において報告し、また、社長が取締役会において報告するとともに、課題等について協議しております。
 - ・関係部門が、常にグループ会社に対する指導・育成を行っております。
- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ・監査役会事務局である総務部の担当者が、監査役の要請に対し速やかに、また、優先的に対応する体制を整えております。
- ⑦ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ・監査役が、取締役会や社内の重要会議に出席し報告を受けるとともに、重要書類を全て開示しております。
- ⑧ **監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・内部者通報制度運用規程の通報者保護規定を適用し、いかなる不利益な取扱いも行ってはならないことを周知しております。
- ⑨ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- ・必要に応じて費用の前払いを行うなど、監査役からの請求に対し、速やかに処理する体制を整えております。
- ⑩ **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・監査役は取締役会に、常勤監査役は常勤役員会他全ての重要な諸会議に出席し、また、決裁書類等の閲覧を行っております。
 - ・監査役は、半期毎に会計監査人から監査内容についての説明を受けるとともに、定期的な意見交換を行っております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	233,753	流動負債	224,429
現金及び預金	160,153	短期借入金	41,000
売掛金	46,742	1年内返済予定の長期借入金	80,314
その他	26,857	1年内返済予定のリース債務	32,063
固定資産	760,908	未払金	36,392
(有形固定資産)	591,829	未払法人税等	7,770
建物	146,775	預り金	25,453
構築物	1,894	その他	1,435
土地	337,714	固定負債	427,667
リース資産	69,049	長期借入金	360,890
その他	36,394	リース債務	49,119
(無形固定資産)	2,937	繰延税金負債	3,018
その他	2,937	退職給付引当金	14,640
(投資その他の資産)	166,141	負債合計	652,097
投資有価証券	31,028	(純資産の部)	
関係会社株式	2,250	株主資本	335,623
長期貸付金	77,500	資本金	883,300
差入保証金	130,056	資本剰余金	399,649
その他	2,807	資本準備金	399,649
貸倒引当金	△77,500	利益剰余金	△935,822
資産合計	994,661	利益準備金	220,825
		その他利益剰余金	△1,156,647
		繰越利益剰余金	△1,156,647
		自己株式	△11,504
		評価・換算差額等	6,940
		その他有価証券評価差額金	6,940
		純資産合計	342,563
		負債純資産合計	994,661

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		643,558
売 上 原 価		424,542
売 上 総 利 益		219,016
販売費及び一般管理費		249,796
営 業 損 失		△30,780
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	2,222	
そ の 他	2,294	4,517
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,293	14,293
経 常 損 失		△40,556
特 別 利 益		
助 成 金 収 入	2,840	2,840
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	410	
災 害 損 失	770	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	35,990	
そ の 他	3,503	40,673
税 引 前 当 期 純 損 失		△78,390
法人税、住民税及び事業税		3,076
当 期 純 損 失		△81,467

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	883,300	399,649	399,649	220,825	△1,075,179	△854,354	△11,500	417,095
当 期 変 動 額								
当 期 純 損 失					△81,467	△81,467		△81,467
自己株式の取得							△4	△4
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	△81,467	△81,467	△4	△81,471
当 期 末 残 高	883,300	399,649	399,649	220,825	△1,156,647	△935,822	△11,504	335,623

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	8,751	8,751	425,846
当 期 変 動 額			
当 期 純 損 失			△81,467
自己株式の取得			△4
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△1,811	△1,811	△1,811
当期変動額合計	△1,811	△1,811	△83,283
当 期 末 残 高	6,940	6,940	342,563

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）なお、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法（所有権移転外ファイナンス・リース取引）

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 業務受託収入

当社は、サテライト（競輪専用場外車券売場）及び各種公営競技投票券発売所の運営受託を行っております。業務受託収入は、顧客との契約における履行義務の充足に伴い、一定期間にわたり収益を認識しております。

② 物品の販売

当社は物品の販売を行っております。物品の販売については、物品の引渡時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。なお、当該会計方針の変更による影響は軽微です。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、公営競技関連事業の単一セグメントであります。
種類別に分解した売上高は以下のとおりです。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
（単位：千円）

	公営競技関連事業
業務受託収入	632,759
物品の販売	10,799
顧客との契約から生じる収益	643,558
その他の収益	—
外部顧客への売上高	643,558

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金負債 3,018千円

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	122,045千円
土地	337,714千円
投資有価証券	31,028千円
計	490,788千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	70,360千円
長期借入金	340,233千円
計	410,593千円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 1,277,131千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

(3) 関係会社に対する金銭債権

長期金銭債権 77,500千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高 1,162千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度の増加株式数	当事業年度の減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式(株)	1,766,600	—	—	1,766,600

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度の増加株式数	当事業年度の減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式(株)	10,557	17	—	10,574

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加17株は、単元未満株式の買取りによる増加によるものであります。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして必要な資金及び運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引については、現在利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業に対し長期貸付を行っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後9年であります。長期借入金については、将来の金利変動リスクを回避するため固定金利で借り入れております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権及び長期貸付金については、各事業部門・経理部において取引先の状況を随時確認し、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii) 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状態を継続的に見直しております。

iii) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（(*2)参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券 (*2)	26,028	26,028	—
② 長期貸付金	77,500		
貸倒引当金 (*3)	△77,500		
	—	—	—
資 産 計	26,028	26,028	—
① 長期借入金（1年内含む）	441,204	440,677	△526
② リース債務（1年内含む）	81,182	83,792	2,609
負 債 計	522,386	524,469	2,082

- (*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「預り金」及び「短期借入金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
非上場株式	5,000

- (*3) 個別に計上している引当金を控除しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要でないためレベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	21,845千円
退職給付引当金	4,437千円
減損損失	79,194千円
貸倒引当金	23,490千円
その他	6,447千円
繰延税金資産小計	135,414千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△21,845千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△113,569千円
評価性引当額小計	△135,414千円
繰延税金資産合計	0千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,018千円
繰延税金負債合計	△3,018千円
繰延税金負債の純額	△3,018千円

10. 持分法損益等に関する注記

(単位：千円)

関連会社に対する投資の金額	—
持分法を適用した場合の投資の金額	—
持分法を適用した場合の投資損失の金額	△44,869

(注) 関連会社の長期貸付金に対する貸倒引当金77,500千円を計上しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記
 関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連会社	㈱シティーリゾート	所有 直接 25.0%	資金援助 役員の兼任	資金の返済	—	長期貸付金	77,500
				利息の受取	1,162	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利等を勘案して合理的に決定しており、担保は受け入れておりません。
2. ㈱シティーリゾートへの貸付金に対し、77,500千円の貸倒引当金を計上しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	195円08銭
1株当たり当期純損失	△46円39銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の収束時期等を予測することは困難な状況であります。今後も一定期間継続し、徐々に収束すると仮定して繰延税金資産の回収可能性などの会計上の見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染拡大による影響は、不確定要素が多く、その収束が長期化した場合、当社の財政状態及び経営成績の状況に更なる影響を及ぼす可能性があります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

花月園観光株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 新藤弘一 (印)
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 工藤和則 (印)
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、花月園観光株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人日本橋事務所から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

花月園観光株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	岡留三郎	Ⓔ
社外監査役	福間 晋	Ⓔ
監 査 役	松尾 潤	Ⓔ

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 横浜市中区花咲町1-22-2
ブリーズベイホテル リゾート&スパ 2階「カタリナ」
電話 045(253)5555(代表)



交通機関

- ◎ J R 京浜東北・根岸線「桜木町」駅南改札口より徒歩3分
- ◎ 横浜市営地下鉄ブルーライン「桜木町」駅より徒歩3分
- ◎ みなとみらい線「馬車道」駅より徒歩7分

※ J R、地下鉄でお越しの際は、桜木町駅「野毛ちかみち連絡口南2番出口」をご利用ください。